



令和 6 年 11 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

川本大幽先生ありがとうございます！

こんにちは。三上です。まだまだ暑い日が続いています。(10月2日執筆)
例年、夏祭りに顔を出すのですが、夜のイベントでさえ暑さにやられて、ぐったりします。秋祭りは、大丈夫かなあ。もうすぐ 50 歳。流石に年齢を感じています (笑)。

さて、先日、お付き合いのある川本先生より書を頂戴しました。(蛍光灯が反射して上手く撮影できませんでした。本店に飾ってありますので、ぜひ実物をご覧ください。)



私、書の道を小学校 1 年生のときから嗜んだ・・・こともなく、書道は学校の授業くらい古い思い出なので、この書がどれだけ素晴らしいのか、あまり分かりませんが (川本先生すいません(; 'V '))、それでも事務所の入り口に飾ると、凄く良いです！

後日、詩の意味や内容も送ってくださるとのことです、どんな意味なのか楽しみです。

そんな川本先生は、私の高校時代の 1 つ上の先輩です。地元で商売をさせて頂いて、縁が長く続くことが、人生を豊かにしてくれるなあと実感します。

川本先生は個展もやっていますので、ご興味ある方は、ぜひ足をお運びください。



11 月の税務

- ・個人事業税の納付 (第 2 期分) 納付期限…11 月中において各自治体の条例で定める日
- ・所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11 月 15 日(金)
- ・所得税の予定納税額の納付 (第 2 期分) 納付期限…12 月 2 日(月)
- ・9 月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
3 月決算法人の中間申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税) (半期分) 申告期限…12 月 2 日(月)

本店
便り

久しぶりに

文責：亀田

充電が 1 時間で無くなったり、通話中に突然途切れたり、と不具合があっても中々手放せなかったスマホを 8 年ぶりに買い替えることに。奥様の分も含めてかなり高額になりましたが、また長く使えば大丈夫と自分に言い聞かせて購入いたしました (笑)



さて今回は、携帯電話の端末を購入した場合の会計処理についてのお話です。

携帯電話の端末を現金で「一括」購入したケースも、「分割」払いで購入したケースも、10 万円以上の場合は「資産」として処理し、10 万円を超えない場合は「消耗品」として処理します。分割払いで購入した場合に、料金の支払い時に経費とするのではない点に注意が必要となります。

ただし、消費税の仕入税額控除を行うためには、購入時に販売店から適格請求書 (インボイス) を取得して、保存しておく必要があります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

仕訳で見た場合は下記ようになります。

・「一括」購入した場合

購入時

借方		貸方		摘要
スマホ	×××	現金	×××	端末代

・「分割」払いで購入した場合

購入時

借方		貸方		摘要
スマホ	×××	未払金	×××	端末代 24 回払い

支払時

借方		貸方		摘要
未払金	×××	普通預金	×××	分割払い 1/24 回目

インター
店
便り

結婚式の招待状もラインで来るの！？

文責：大脇

こんにちは。落ち葉舞い散る季節となり、冬の息吹を感じる頃となりましたね。

移転前の事務所では裏山？の落ち葉との戦いが始まるころでしたが、現在のインター店ではそんな悩みもありません。けれど、前の方がより季節を感じられていたのかな～？、なんてちょっぴり懐かしさも感じております(笑)



【今年は実がつかず😞】

執筆時の 10 月上旬は各小中学校の運動会があるようで、事務所内ではその話題になっています。

時代が変われば運動会も変わる。コロナ禍は落ち着いたものの、学校によってはいまだに「運動会」ではなく「体育授業参観」で、学校全体で執り行われることなく、学年別に出し物を発表するスタイルもあるとか。赤白に分かれて点数を競うこともないというのも驚いたのですが、一番驚いたのは運動会最初の演目(笑) 校長先生の挨拶が、運動会前日に保護者連絡アプリにて送信されたとか。時代だな～と笑ってしまいました。(子ども達にとっては退屈な挨拶を聞かなくてよくなって～なんて言ったら怒られそうですね(笑))

では、前月号の続き…今月号では遺言書の種類についてお話しします。

遺言書には、「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」、の 3 種類があります。

(1) 自筆証書遺言

本人が本文の全文・日付・氏名を自筆で書いた書面に捺印したもの。

用紙は何でも構いませんが、ワープロ文書や代筆は認められません。(ただし、財産目録はワープロ文書可)

[メリット] ・手軽に作成でき、費用がかからない

・法務局で預かってもらえる(遺言書保管制度：手数料 3,900 円)

[デメリット] ・内容が不明確であったりして、法律上無効になることもある

・遺言書保管制度を利用しない場合、家庭裁判所の検認が必要になる

(検認があったからといって、無効な遺言が有効にはなりません)

・相続人が遺言の存在を知りながら遺言書を隠したり、無視したりして、遺言が日の目を見ないこともある

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

(2) 公正証書遺言

本人が証人 2 名とともに公証役場に出向き（出張もあり）、遺言内容を口述しそれを公証人が記述し作成。

[メリット] ・無効の可能性や隠ぺい・変造の可能性がほぼない

・原本は公証役場にて保管してもらえ（関係者にはコピーが渡される）、紛失したら再発行してもらえる

・家庭裁判所による検認が不要（すぐに不動産相続登記等が行える）

[デメリット] ・費用がかかる

・証人 2 名が必要（証人になるために特別な資格はありませんが、例えば未成年や推定相続人はなることができません）

・内容を秘密にできない

(3) 秘密証書遺言

公正証書遺言と同じように公証役場で作成するが、遺言書の内容を密封して、公証人も内容を確認できない。

[メリット] ・遺言内容を秘密にでき、さらに遺言の存在を証明できる

・作成日が公的に証明できる

・ワープロ文書でも可（遺言者の署名捺印は必要）

・公正証書遺言よりも費用がかからない

[デメリット] ・証人 2 名が必要

・内容を確認してもらっていないので、内容が不明確であることによる無効の可能性がある

・家庭裁判所の検認が必要

遺言書を作成するときには、種類選びだけでなく、こういった内容にするかも重要です。

相談は随時受け付けております。税理士法人ならではの相続財産計算・相続税試算より、アドバイスからトラブル防止までご相談をお受けできます。

来月号では、弊社に寄せられる主な Q&A をご紹介します。

経営 情報

小規模企業共済における注意点

文責：恩田

11 月になり、小規模企業共済の一括納付や新規加入を検討する時期になりました。

今回は、改めて弊社顧問先でも加入者の多い小規模企業共済の注意点についてご紹介します。

小規模企業共済は、小規模企業の役員、個人事業主のための積み立てによる退職金制度です。年末調整、確定申告時には積み立てた掛金の全額を所得控除とすることができるため、高い節税効果があります。

他にも、掛金の範囲内であれば低金利の貸付制度が利用できるというメリットもあります。

掛金は月額 1,000 円～70,000 円の範囲内で 500 円単位で自由に設定できます。

年内に 1 年分の掛金を一括納付することで、その年の所得控除に入れることが可能になります。

ただ、使い方によっては共済制度の効果を最大限生かせない場合もあるので注意が必要です。

①任意解約をした場合

・納付月数が 240 ケ月未満の場合は元本割れが起こり、掛けた金額の全額は戻ってきません。

・途中で掛金の減額を行った場合は、金額によっては 240 ケ月以上納付していても元本割れを引き起こす可能性があります。

※掛金納付月数が 12 ケ月未満の場合は掛け捨てとなり、解約手当金を受け取ることはできません。

②掛金を 12 ケ月以上滞納した場合

・機構解約扱いとなり、任意解約と同じ処理になります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

任意解約による元本割れを防ぐためには、240 ヶ月以上払い続けることが重要です。

資金繰りが厳しくなることがあれば、掛金を減額することで延滞や機構解約を防ぐことが可能です。

ただし、積み立てた掛金は運用され、共済金を受け取る際に運用益が上乗せされます。

途中で掛金の減額を行った場合は減額後の金額で運用され、差額については運用がストップして運用率が下がってしまいます。

こちらについては、①資金繰りが回復次第掛金を増額する、②最初は無理のない掛金で加入し、後から増額する、といった方法で防ぐことができます。

個人事業の廃業や役員の退任、法人の解散といった事由で共済を解約する場合であれば基本的に元本割れは起こりません。(掛金納付月数 6 ヶ月以上の場合)

共済金、解約手当金は受け取るタイミングによって税金のかかり方が大きく変わってまいりますのでこちらも注意が必要です。

加入または一括納付をご検討の方は各担当者までご相談ください。

行楽 日記

北陸のハワイ

文責：佐久間

夏に福井へ旅行に出かけました。

その中で訪れた水島について書きたいと思います。

ここは、敦賀湾に浮かぶ全長 500 メートルほどの小さな無人島です。

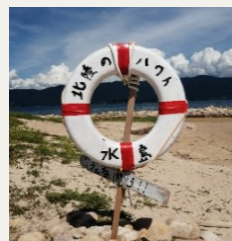
「北陸のハワイ」とも呼ばれていることや、島に渡る船が 7、8 月にしか運航しないということで、せっかくだと思い足を運んでみました。

朝から行列の桟橋に並び、船に乗ると、10 分ほどで島へ到着します。

島は細長く、白く続く砂浜とエメラルドグリーンの海がとてもきれいでした。また細長いことにより、反対岸までの距離はほんの数メートルなのですが、片方は砂浜ビーチなのに、もう一方は岩がごろごろと一面に敷き詰められたようなビーチで、それぞれに海の様相が違うのも面白かったです。

でも、どちらのビーチも遠浅で水の透明度が高いため、たくさんの生き物を間近に見ることができました。我が家も、魚、ヤドカリ、カニ、エビ、ヒトデなど色々捕まえることができて、とても楽しい時間が過ごせました。

近年の猛暑もあり、とにかく暑いということと、無人島のため簡易トイレがあるくらいなのは覚悟しなければいけませんが、帰りの船に乗って遠ざかる島を見送るのは少し名残惜しい気持ちになりました。



無料経営相談実施中！！！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info